

邪見じやけん仮名けみやうの沙弥塔しゃみやとうの木きを斫さ焼やきて悪あしき報むくいを得とる縁ことのもと

第二十七

石川沙弥いしかはのしゃみやは、自度じどにして名な無し。其その俗姓ぞくしやうもまた詳つばひならず。号なづけて石川沙弥いしかはのしゃみやと名いふ所以ゆゑは、其めの婦かの河内国かふちのくに石川郡いしかはのこほりの人ひとなるを以もちてなり。其それ容かたちを沙

弥かに仮かるといへども、心こゝろを賊盗ぬすびとに繋かく。或あるは詐いつはりて塔たを造つくると称いひて人の財たから物を乞こ斂め、退かへりて其めの婦くと雑ざつの物を置おきて噉くふ。或あるは撰津国つづのくに嶋下郡しまのしもものこほりの春米寺はるめでらに住すみ、塔たの柱はしらを斫さ焼やく。法みを汚けがし人を詐いつはること、斯この甚はなはしきに過ぎたるはなし。終つひに嶋下郡しまのしもものこほりの味木里あじきのさとに到いたり、忽たちまちに病氣やまひを得え、声こゑを挙げ叫いびて言いはく「熱あつきかな。熱あつきかな」といひ、地つちを踊離をどりはなること一二尺いちにじやくばかりなり。衆人もろびと集あり見て、或あるいは問とひて曰いはく「何故なにゆゑぞ此こくの如ごとき」といふ。叫いび答こたへて云いはく「地獄じやくの火か来きりて我わがが身みを焼やく。苦くるしみを受うくること此こくの如ごときなり。故ゆゑに問とふべからず」といふ。即日そのひに命終をきはる。鳥呼あはれ哀あはれるかな、罪むくいの報空むくいむなしからず。何なにぞ、慎つしまざらむ。涅槃經ねはんぎやうに云いはく「もし見有いまる人善よきことを修行かこなはば、名天てん人じんに見あられ、悪あしきことを修行かこなはば、名地獄ぢやくに見あられむ。何なにを以もちての故ゆゑに。定まめて報むくいを受うくるが故ゆゑなり」とのたまふは、其それ斯ごときを謂いふなり。

八 底本訓釈「仆へ大不礼須」。
九 底本訓釈「斫へ乃未」。
一〇 底本訓釈「樹へ立也」。

第二十七縁 今昔物語集・二十ノ三十八に書承。

二 よこしまな考えをもつこと。仏を信ぜず、因果の理を信じない。
三名のみで実体の無いこと。瑜伽師地論・九十八に「仮名出家」の例がみえる。

三 底本訓釈「斫へ左支」。
四 未詳。本説話以外に所伝をみない。
五 大阪府南河内郡、羽曳野市、富田林市あたり。

六 底本訓釈「斂へ音力今反」。
七 大阪府茨木市に所在する穂積庵寺か。

八 ここに述べられた悪行は、大薩遮尼乾子所説經・四に第一の根本重罪として「破壊塔寺、焚燒經像、或取仏物法物僧物、若教人作、見作助喜」とあるのに一致する。この文は、諸經要集・十悪部・邪見縁に引用されている。「邪見」の具体相とされている。
九 未詳。

一〇 底本訓釈「躑かへ止奈加留」は誤写を含むか。

一一 大般涅槃經・師子吼菩薩品。
一二 天道と人道と。

